

特第 1206 号
令和 4 年 5 月 31 日

各県立特別支援学校長 様

特別支援教育課長

当面の県立特別支援学校の教育活動の実施における留意事項について（通知）

各学校においては、令和 4 年 3 月 17 日付け特第 1920 号教育長通知「令和 4 年 3 月 22 日以降の県立特別支援学校の教育活動等について」により、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、教育活動に取り組んでいただいているところです。

現在、本県も含め全国的な新型コロナウイルス感染症の感染状況については、新規感染者数は減少傾向となっておりますが、依然として感染症の収束が見通せない中、感染再拡大への警戒を緩めることなく、引き続き児童・生徒等の安全・安心と学びの保障の両立に取り組むことが必要です。

同通知においては、各学校における教育活動を実施する上での留意事項を示していますが、国が令和 4 年 5 月 24 日付けでマスク着用の考え方を明確化したこと等を受け、学習活動及び学校行事等の実施における留意事項について、改めて次のように整理します。各学校においては、感染防止対策を徹底しながら、実施方法等について一層の工夫を行った上で、学習活動及び学校行事等を継続できるよう、計画・実施してください。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

1 学習活動における留意事項について

○ 学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。

ア 授業実施の際は、換気を徹底するため常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でも、こまめに換気を行うとともに、令和 4 年 5 月 26 日付け保体第 1346 号保健体育課長及び特別支援教育課長通知「『学校生活における児童生徒等のマスクの着用について』及び『マスクの着用に関するリーフレットについて』」を踏まえ、児童・生徒等同士の間隔を可能な限り確保するなどの対応を行うこと。

イ 発表や意見交換を伴う活動は、ICT 機器を活用することやワークシートに記入することなどの工夫をすること。

ウ 児童・生徒等が、長時間近距離で対面形式となるグループワーク等や、近距離で一斉に大きな声で話す活動の実施は慎重に検討すること。ただし、近距離で対面とならない形で行う学習活動についてはこの限りではないこと。

エ 授業において外部人材を活用する場合には、感染防止対策を十分に講じた上で行うこと。

オ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙 1 に基づき適切に取り扱うこと。

2 学校行事の実施における留意事項について

○ 体育祭等の実施に当たっては、近距離で組み合わせることや、接触することが多い種目は実施しないなど感染状況等を踏まえた適切な内容となるよう留意すること。また、

各学校の実情に応じて、保護者等以外の来場者について制限を設けるなど、児童・生徒等や保護者等の心情に配慮して、各学校で適切に定めること。

- 文化祭等の実施に当たっては、3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避けられているかという観点から、各企画について、その適否について適切に判断すること。感染防止の観点から、食品を調理し提供する企画については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2022.4.1 Ver.8 文部科学省）」において調理実習は特にリスクの高いものとされていることを踏まえ、児童・生徒等が調理した食品を他の児童・生徒等に提供することについては、原則として実施しない。また、各学校の実情に応じて、保護者等以外の来場者について制限を設けるなど、児童・生徒等や保護者等の心情に配慮して、各学校で適切に定めること。
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断すること。
- 合唱コンクール等の歌唱を行う学校行事の実施に当たっては、各教科の特性に応じた授業実施上の留意事項を記載した別紙1についても参考に適切に取り扱うこと。
- 芸術鑑賞会の実施に当たっては、鑑賞する児童・生徒等に3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）の状況が生じないように、感染防止に万全の措置を講じること。学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議するなど、感染防止に万全の措置を講じること。
- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施すること。

3 部活動の実施における留意事項について

- 部活動については、部活動の実施上の留意事項を記載した別紙2のとおり、感染防止対策を徹底した上で実施すること。

問合せ先

【通知全般に関すること】

特別支援教育課

教育指導グループ 山田、荒井

電話(045)210-8276（直通）

【部活動（文化部）に関すること】

高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045)210-8254（直通）

【部活動（運動部）に関すること】

保健体育課

学校体育指導グループ 藤田、桐原

電話(045)210-8312（直通）

県立高等学校等における令和4年6月1日以降の授業実施上の留意事項

1 全教科に共通した授業実施上の留意事項

○授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用（室内で、2 m以上の距離が確保できない場合）させる。

（内容や方法について）

- ・グループ活動等を計画する際は、グループの人数を少なくする、時間を短く区切る、ICT機器を活用するなどといった工夫をした上で実施する。
- ・発表や意見交換等については、マスクを着用し、聞き手までの距離に配慮し、声の大きさについて、必要以上に大声にならないように指導した上で、実施する。
- ・近距離で一斉に大きな声で話すような学習活動とならないよう、一度に声を出す人数を少なくすることや、声を出す向きに配慮することなどの工夫をした上で実施する。

例：各自が意見交換をする場面の工夫

→ 付箋を用いて、各自の意見をホワイトボードに貼り、順番に見ることや、ICT機器を用いて意見を集約することなど。

- ・学習活動において、新型コロナウイルス感染症を題材として扱う際は、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないように留意する。
- ・校外講座や外部実習、インターンシップ・デュアルシステム等の実施については、実習先の感染防止対策を確認した上で保護者の了解のもと実施すること。
- ・身体接触を伴う活動は、できるだけ避けるとともに、行う場合は感染リスクを低減させる工夫を行った上で、短時間で行うこと。なお、当日の健康チェックや実習時間の記録など、接触者が不明とならないようペアやグループを固定して実施すること。
- ・実験や実習の説明はワークシートやタブレット等を積極的に活用し、密集して説明を受ける場面がないようにする。

（教材・教具について）

- ・実習等で生徒個人が使用する材料や道具の配付、回収は、生徒個人が行う。
- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、生徒同士での貸し借りはしない。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に消毒や手洗いを適切に行う。
- ・実習服やシーツ、体育で用いるビブスなどについては、洗濯頻度を高める。
- ・授業でパソコンなどを使用した後は、毎回キーボード、マウス等の機器を柔らかい布（水で濡らし、かたく絞ったもの）でふき取るとともに、手洗いの徹底などの必要な感染防止対策を取ること。（キーボード等の機器の消毒に薬剤を用いる場合、使用箇所の素材を確認し、目立たない場所で試してから使用すること。）

別紙 1

2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項

<p>保 健 体 育</p>	<p>【体育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアの必要な生徒及び基礎疾患がある生徒や、感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった生徒には、生徒・保護者の意向を尊重し、授業への参加を強制しないこと。 ○運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこと。 ○熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する生徒に対して適切な配慮をすること。 ○マスクを外している際は、人との十分な距離を保つ、近距離での会話や活動時の発声を控える等の感染防止対策を講じること。 ○生徒のマスク着用時について、呼吸が苦しい様子など体調不良が見られる場合は3密を避けて休憩させ、必要な応急手当を行うこと。 ○激しい接触が頻繁に起こらないよう工夫し、 unnecessaryな身体接触を控えること。 ○生徒同士が近距離で組み合うことや常時身体接触を伴う活動については、短い時間に限定して行うなど、可能な限り感染リスクを低減した上で、実施すること。 ○1回の授業内ではペアやグループ・チームを固定した上で、特定のグループ・チーム同士でゲーム等を行うこと。 ○用具・ボール等の共有はできるだけペアやグループ・チームで特定して使用し、授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。消毒については必要に応じて適切に行うこと。 ○教員は、指導のために運動を行う場合等には身体のリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこと。 ○教員がマスクを外した際は、 unnecessaryな会話や発声を行わず、他者との距離を2m以上（同方向に動く場合は更に長い距離）確保すること。 ○教員が屋内で会話や発声する際には身体的距離に関わらずマスクを着用すること。屋外で会話や発声する際には身体的距離が確保できない場合は、マスクを着用し、身体的距離が確保できる場合は<u>マスクの着用は必要ないこと。</u> <p>【保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健の実習においては、円滑に実習が行えるよう、応急手当の意義や、基本的な応急手当の方法や手順について、心肺蘇生法の必要性などの学習を事前に行うなどの工夫をすること。
<p>音 楽</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○歌う（発声する）際は、マスクを着用し、生徒同士の間隔を（1mを目安に）音楽室内で最大限とった上で活動する。また、生徒同士が（対面の形など）近距離で向かい合って歌わないようにする。なお、歌う際は、学校の近隣への配慮として、歌う活動中に窓を閉める必要がある場合は、その活動中は窓を閉めて差し支えないが、必ず換気の時間を挟むこととし、生徒の体調管理に留意すること。 ○マスク着用での演奏が難しい楽器の指導をする際は、換気、身体的距離の確保や手洗いなど、感染症対策を行った上で実施する。特に、リコーダーなど管楽器を扱う場合は、生徒同士の貸し借りはしないこと。また、感染リスクを低減させる措置（生徒一人ひとりに、楽器を演奏する際に外したマスクを一時保管するためのマスク袋やタオルを用意させるなど）を講じること。 ○レンタル楽器を授業内で共用する場合は、計画段階において、生徒・保護者に説明し、理解を得た上で、実施すること。また、使用前後の適切な消毒や手洗いなど、できる限り感染リスクの低減に努めること。
<p>家 庭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○調理実習については、可能な限り1つの班の人数を少なくするとともに、身支度や手洗いを十分にできるように、品目を少なくするなど、時間に余裕を持たせる工夫を行うこと。※調理した料理は、調理した班員以外には提供しないこと。

県立高等学校等における令和4年6月1日以降の部活動実施上の留意事項

1 部活動の実施形態

活動形態	・感染リスクの低減に努めるよう感染防止対策を徹底した上での活動
活 動	・「4 部活動実施に当たっての留意事項」を踏まえた上で「神奈川県立学校に係る部活動の方針(平成31年3月改定)」に則り実施する
留意事項等	・大会等に参加する場合は、保護者に説明し承諾を得ること ・校内で感染が広がった場合には、感染リスクの高い活動を制限することがある

2 公式大会・コンクール等

- ・大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、可否を決定する。
- ・学校が行う定期演奏会や定期発表会等については、校長の判断の下、可否を決定する。

3 合宿及び県外遠征

- ・合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、集団での宿泊、長時間の移動による感染リスクがあることから、県内や合宿（遠征）先の感染状況を見極め、慎重に判断すること。

また、計画する際は、移動・食事・入浴・就寝場面等の実施形態を工夫すること。

※感染状況によっては、再び合宿及び県外遠征は中止とすることがある。

キャンセル料の支払いが生じるリスク等を含めて、生徒・保護者に丁寧に説明し、理解を得た上で計画するとともに、状況によりキャンセルとなった場合には、保護者に負担をかけることがないように、キャンセル料が発生しない段階で早めに判断すること。

4 部活動実施に当たっての留意事項

○事前の確認事項

- ・校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を再確認し、生徒・保護者に示すこと。
- ・顧問教諭及び部活動指導員（以下、顧問）は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密集・密接）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。
「3密対策」 ①密閉対策：常時の換気
②密集対策：人との間隔を空ける
③密接対策：身体的距離が十分取れない場合はマスクを着用
- ・各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇所の消毒について、生徒が適切に行えるよう指導すること。
- ・マスクの着用については、「令和4年5月26日付け保体第1346号『学校生活における児童生徒等のマスクの着用について』及び『マスクの着用に関するリーフレットについて』について（通知）』を参考にすること。

○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、使用の際には短時間で行わせること。また、可能な限り換気をすること。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないよう指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問、外部指導者及び生徒は、状況に応じて、マスクを着用すること。
- ・部活動前後の食事や、集団での移動の際も「3密」（密閉・密集・密接）を避けるなど、感染防止対策に万全を期すこと。

○活動時の留意事項

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・休憩時間においても、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。
- ・顧問、生徒ともに会話は必要最低限とし、特に大きな声を発しないこと。
- ・道具の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動部、文化部ともに、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要としないこと。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染防止対策を講じた上で、マスクを外させること。また、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する生徒に対しても適切な配慮をすること。なお、顧問は状況に応じてマスクを着用すること。
- ・歌唱や楽器の演奏、調理等の活動については、別紙1「県立高等学校等における基本的対策徹底期間中の授業実施上の留意事項」における「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項」を踏まえて慎重に実施すること。

5 その他

※ 練習等を計画する際は、部活動ごとに活動形態も異なることから、各中央種目団体等が作成している「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等を参考にしてください。

※ 休憩時間（昼食時間等も含む）、活動後の自主練習や自主的活動、部員同士で帰宅する際に感染した可能性がある」とされている事例があることから、部活動に係る行動全般において、感染防止の指導を徹底するよう引き続きお願いします。

- ※ 学校の管理下外で行われる自主練習や自主的活動については、日本スポーツ振興センターの給付対象外であることに御留意ください。
- ※ 活動に当たっては、生徒及び保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行ってください。
- ※ 今後、本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、部活動の停止や活動日数・活動時間等を制限することも考えられます。
なお、県教育委員会において、部活動の活動内容等の見直しを図った場合は、改めて各学校へ連絡します。